

計画作成年度	平成30年度
計画主体	石狩市

(案)

石狩市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 石狩市企画経済部農政課
所在地 石狩市花川北6条1丁目30番地2
電話番号 (0133) 72-3164 (課直通)
FAX番号 (0133) 72-3540
メールアドレス nosei@city.ishikari.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシブトガラス、ハシボソガラス、キジバト、ドバト、カモ類、エゾシカ、キツネ、タヌキ、アライグマ、ヒグマ、トド、アザラシ類（ゼニガタアザラシ除く）
計画期間	平成30年4月～平成33年3月
対象地域	北海道石狩市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の状況				
	品目	被害数値			
ハシブトガラス・ ハシボソガラス・ キジバト・ドバト・カモ類	水稻	被害面積	0.2 ha	被害金額	400千円
	ブロッコリー	被害面積	0.1 ha	被害金額	200千円
	スイートコーン	被害面積	0.1 ha	被害金額	70千円
	果樹他	被害面積	1.7 ha	被害金額	2,045千円
	小計	被害面積	2.1 ha	被害金額	2,715千円
エゾシカ	水稻	被害面積	15.8 ha	被害金額	3,391千円
	小麦	被害面積	7.4 ha	被害金額	163千円
	ビート	被害面積	2.4 ha	被害金額	122千円
	かぼちゃ	被害面積	4.3 ha	被害金額	677千円
	馬鈴薯	被害面積	1.4 ha	被害金額	261千円
	大豆	被害面積	2.2 ha	被害金額	122千円
	大根	被害面積	0.1 ha	被害金額	17千円
	ブロッコリー	被害面積	0.1 ha	被害金額	300千円
	レタス	被害面積	0.1 ha	被害金額	100千円
	小計	被害面積	33.9 ha	被害金額	5,153千円
キツネ	スイートコーン	被害面積	0.3 ha	被害金額	240千円
	アスパラ	被害面積	0.1 ha	被害金額	100千円
	小計	被害面積	0.4 ha	被害金額	340千円
アライグマ・タヌキ	スイートコーン	被害面積	0.7 ha	被害金額	62千円
	野菜	被害面積	2.2 ha	被害金額	946千円
	メロン	被害面積	0.4 ha	被害金額	20千円
	小計	被害面積	3.4 ha	被害金額	1,028千円
ヒグマ	－	被害面積	－ ha	被害金額	－千円
農作物被害合計		被害面積	39.8 ha	被害金額	9,236千円
トド・アザラシ類 (ゼニガタアザラシ除く)	漁具 魚類	直接被害金額	92,940千円		
		間接被害金額	161,495千円		
		被害金額合計	254,435千円		

(注) 品目、被害数値：野生鳥獣被害調査（平成28年）

海獣（トド）：トドによる漁業被害状況（平成28年度（4～3月））

(2) 被害の傾向

ハシブトガラス・ ハシボソガラス・ キジバト・ドバト・カモ類	豆類は播種から収穫までの間による食害、おうとうなどの果樹類は摘花時期から収穫までの間による食害が浜益地区で発生している。近年では小麦、メロンの被害も発生している。
エゾシカ	農作物の播種から収穫までの長期間に亘り出没するようになり、中山間地区において被害が増加している。近年では小麦、水稻、ビート、南瓜、馬鈴薯の被害が増加している。また、樹皮の食害が森林のみならず果樹園でも発生している。
キツネ	捕獲頭数の増加に伴い、被害も増加の傾向にある。 6月頃から餌の物色で畑に現れ、8～9月の野菜（スイートコーン等）の収穫期の成熟実の捕食被害が多く発生し、近年ではアスパラ、メロン被害が増加している。
アライグマ・ タヌキ	捕獲頭数の増加に伴い、被害も増加の傾向にある。 3月下旬から11月初旬にかけて出没し、特に8～9月の野菜（スイートコーン等）の収穫期に市内全域で成熟実の捕食被害が多く発生しているが、近年では馬鈴薯の被害が増加し、メロン被害も大幅に増加している。
ヒグマ	12月から3月の冬眠期間を除いて、山間地域等の主要道路を横断するなどの目撃情報が寄せられている。今のところ農作物に対する被害の報告は少ないが、頻繁な出没は、農作物の被害のみならず、人命の危険も懸念される。
トド・アザラシ類 (ゼニガタアザラシ除く)	トドは初冬から翌春にかけて石狩湾沿岸に來遊し、刺網にかかった魚類を食い荒らしその網を使用不能とさせる直接被害のほか、食害による漁獲物の被害や漁具被害による減漁、休漁などの間接被害も増加している。

(3) 被害軽減目標

指標	現状値 (平成28年度)		目標値 (平成32年度)		備考 (軽減率)
ハシブトガラス・ ハシボソガラス・ キジバト・ドバト・カモ類	2.1ha	2,715千円	1.6ha	2,172千円	20%減
エゾシカ	33.9ha	5,153千円	30.5ha	4,637千円	10%減
キツネ	0.4ha	340千円	0.3ha	306千円	10%減
アライグマ・ タヌキ	3.4ha	1,028千円	3.0ha	925千円	10%減
ヒグマ	—ha	—千円	—ha	—千円	—
トド・アザラシ類 (ゼニガタアザラシ除く)	直接被害金額	92,940千円	直接被害金額	74,352千円	20%減
	間接被害金額	161,495千円	間接被害金額	129,196千円	20%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
共通事項	H26.9月に鳥獣被害対策実施隊を設置。 H24～29 鳥獣被害緊急捕獲等対策事業で捕獲活動経費を支給。	北海道猟友会札幌支部石狩部会の高齢化による捕獲担い手が不足している。
捕獲等に関する取組	ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・エゾシカ、キツネの有害鳥獣駆除については鳥獣被害対策実施隊が銃器により捕獲を実施している。	エゾシカについては夜間の活動が多く、銃器のみでは効果が少ないことから、くりわなによる捕獲を検討している。 キツネは銃器が使用できない市街地周辺での駆除が困難となっている。
	アライグマについては、被害を受けた農家の庭先に箱ワナを設置し、鳥獣被害対策実施隊員（市職員）が炭酸ガスによる処分装置で駆除している。	箱わなの老朽化等による入替えや増え続ける個体の殺処分に係る人員不足が課題である。また、殺処分箇所の閉鎖が見込まれており、新たな場所の確保が課題となる。
	ヒグマについては、目撃情報があり次第、市職員、猟友会、警察による現地確認、市HPへの掲載や農協等関係機関への情報共有等を図る。状況により注意看板の設置、広報車両、防災行政無線での注意喚起、地域町内会長への連絡を実施している。	捕獲するための箱わなが無いことから、早急な導入が必要な状況となっている。
	トドについては、石狩湾漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕承認を得、ハンターに委託し、銃器により駆除（採捕）している。	北海道連合海区漁業調整委員会指示により駆除（採捕）が規制されており、駆除（採捕）に制限がある。
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ、鳥類については、農業被害を防止のため「鳥獣被害防止総合対策事業を活用し電気柵・防鳥網を整備している。（電気柵 H24：16.7 km、H25：37.4 km、H26：75.2 km、H27：27.9 km、H28：45.8 km、防鳥網 H25：5,688 m） トドについては、拡散を目的として上陸防止柵や爆音機の設置を実施している。	電気柵・防鳥網の整備延長が不十分であり、早期の整備が必要である。 海上での被害を防止するために、上陸防止柵の広域的な設置、追い払いなどと併せた効果的な拡散対策を講ずる必要がある。

(5) 今後の取組方針

ハシブトガラス・ ハシボソガラス・ キジバト・ドバト・カモ類	カラス類を誘引するおそれのある生ゴミや農水産業廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を図る。 有害鳥獣駆除として鳥獣被害対策実施隊が銃器による駆除を引き続き実施する。
エゾシカ	有害鳥獣駆除として鳥獣被害対策実施隊が銃器による駆除を引き続き実施する。また、未整備地区の電気柵の設置、くくりわな捕獲の取組みを検討する。
キツネ	キツネを誘引するおそれのある生ゴミや農水産業廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を図る。 有害鳥獣駆除として鳥獣被害対策実施隊が銃器による駆除を引き続き実施する。 市街地周辺の駆除について、箱わな等による捕獲を検討する。
アライグマ・タヌキ	アライグマは、外来生物法の特定外来生物であることから引き続き捕獲次第処分する。また、箱わなの購入と必要に応じて防護柵の設置を検討する。
ヒグマ	地元猟友会と連携し、追い払いや必要に応じて銃器と箱わなによる捕獲を行い、農業被害対策として未整備地区への電気柵設置を検討する。また、住民に対して、生ゴミ・農作物残渣の管理徹底（野外放置しないことなど）の普及・啓発活動を行うとともにヒグマの出没地域においては、出沒注意の看板を設置し注意を促すものとする。
トド・アザラシ類 (ゼニガタアザラシ除く)	水産庁の定めるトド管理方針による絶滅の危惧がない範囲内で漁業被害を最小限にするため、決められた採捕数内での駆除及び被害の調査を継続して行うなど、効果的な追い払い等を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

共有事項	石狩市鳥獣被害対策実施隊を設置（H26.9 月設置）、実施隊は市職員 6 名、北海道猟友会札幌支部石狩部会員 29 名、トド採捕従事者 7 名
ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト・カモ類	農業団体から鳥獣捕獲許可申請を受け、石狩市が申請者に対して許可する。農業団体等の要請により鳥獣被害対策実施隊が捕獲を実施する。捕獲出動に伴う報酬等については、石狩市が定める要綱により支給する。
エゾジカ	農業団体から鳥獣捕獲許可申請を受け、北海道が申請者に対して許可する。農業団体等の要請により鳥獣被害対策実施隊が捕獲を実施する。メスジカの積極的な捕獲を進める。捕獲出動に伴う報酬等については、石狩市が定める要綱により支給する。
キツネ	農業団体から鳥獣捕獲許可申請を受け、石狩市が申請に対して許可を与える。農業団体等の要請により鳥獣被害対策実施隊が捕獲を実施する。捕獲出動に伴う報酬等については、石狩市が定める要綱により支給する。
アライグマ・タヌキ	アライグマは、外来生物法の規定により石狩市が環境大臣の確認を得て捕獲する。石狩市が用意した箱わな若しくは農業者等が自ら購入した箱わなを設置するとともに、必要に応じ国庫補助金等を活用し、新たな箱わなを整備する。殺処分に必要な資機材等については、石狩市が負担する。
ヒグマ	地元猟友会が中心となり捕獲を行う。捕獲に当たっては、人畜・農作物等被害のおそれのある個体のみ捕獲するものとする。
トド・アザラシ類 (ゼニガタアザラシ除く)	北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づく採捕承認を、石狩湾漁業協同組合が取得し、鳥獣被害対策実施隊が銃器により駆除する。出動経費、傭船料等の諸経費については、石狩市鳥獣被害対策協議会が被害防止対策の必要経費として支給する。また、採捕出動に伴う報酬等については、石狩市が定める要綱により支給する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 30 年度 ～ 平成 32 年度	エゾジカ	新たな担い手育成 くくりわなの導入検討
	キツネ	新たな担い手育成 効果的な捕獲器の導入検討
	アライグマ・タヌキ	効果的な捕獲器の導入検討
	ヒグマ	効果的な捕獲器の導入検討
	トド・アザラシ類 (ゼニガタアザラシ除く)	新たな担い手育成 威嚇報奨金（鳥獣被害対策実施隊員）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ハシブトガラス・ ハシボソガラス・ キジバト・ドバト・カモ類	捕獲計画数は、過去の狩猟及び許可捕獲頭数に基づき設定する。
エゾシカ	捕獲計画数は、個体数の急増に伴う甚大な被害を未然に防止するため、過去の狩猟及び許可捕獲頭数をもとに、特にメスジカを積極的に捕獲する方針で設定する。
キツネ	捕獲計画数は、過去の狩猟及び許可捕獲頭数に基づき設定する。
アライグマ・タヌキ	アライグマは、外来生物法の対象動物であることから捕獲計画数は定めず、可能な限り捕獲する。
ヒグマ	人畜・農作物等への被害の発生又は被害のおそれがある場合などに限り、出没状況等に応じて捕獲する。
トド・アザラシ類 (ゼニガタアザラシ除く)	捕獲計画数は、北海道連合海区漁業調査委員会の指示を受けた頭数とする。 なお、計画年度は、来遊期間に対応させるため当該年9月から翌年の6月とする。(トド年)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ハシブトガラス・ ハシボソガラス・カモ類	300羽	300羽	300羽
キジバト・ドバト	70羽	70羽	70羽
エゾシカ	80頭	80頭	80頭
キツネ・タヌキ	40頭	40頭	40頭
アライグマ	外来生物法の対象動物であることから捕獲計画数は定めず、可能な限り捕獲する。		
ヒグマ	出没状況に応じて捕獲するため、特に計画数を設定しない。		
トド・アザラシ類 (ゼニガタアザラシ除く)	捕獲計画数は、北海道連合海区漁業調整委員会の指示を受けた頭数とする。		

捕獲等の取組内容	
ハシブトガラス・ ハシボソガラス・ キジバト・ドバト・カモ類	銃により4月～翌年3月の間、石狩市全域を対象に駆除する。 ただし、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防及び静穏の保持のため、銃器及びわなは使用しない。
エゾシカ	銃やわなにより4月～翌年3月の間、石狩市全域を対象に駆除する。 鳥獣保護区については、農林業被害の防止のため真に必要な場合に捕獲を実施する。 特定猟具使用禁止区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防及び静穏の保持のため、銃器及びわなは使用しない。
キツネ	銃により4月～翌年3月の間、石狩市全域を対象に駆除する。 鳥獣保護区については、農業被害の防止のため真に必要な場合に捕獲を実施する。 特定猟具使用禁止区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防及び静穏の保持のため、銃器及びわなは使用しない。
アライグマ・タヌキ	箱ワナにより通年で、石狩市全域を対象に捕獲を実施する。
ヒグマ	地元猟友会の協力のもと銃器や箱わなによる捕獲と追い払いを行う。ただし、人畜・農作物等への被害の発生又は被害のおそれがある場合などに限り、必要に応じ捕獲を行う。
トド・アザラシ類 (ゼニガタアザラシ除く)	銃により9月～翌年6月の間（トド年）、石狩市沖合海域を対象に駆除する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
石狩市全域	ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト・カモ類・キツネ、アライグマ・タヌキ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
アライグマ・タヌキ・ エゾシカ・キツネ	電気柵：37,400m	電気柵：30,000m	電気柵：24,000m
トド・アザラシ類 (ゼニガタアザラシ除く)	必要に応じて上陸防止柵等で生息しづらい環境を作り漁業被害を軽減する。		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成30年度 ～ 平成32年度	エゾシカ	効果的な侵入防護柵及びわな等の導入検討 わな免許取得者を増やすための取組みを検討
	ハシブトガラス・ハシボソガラス・ キジバト・ドバト・カモ類・キツネ	地域住民・被害農家への被害防止対策の普及活動
	アライグマ・タヌキ	効果的な侵入防護柵の導入検討 地域住民への外来種対策の普及活動
	ヒグマ	効果的な侵入防護柵及びわな等の導入検討
	トド・アザラシ類 (ゼニガタアザラシ除く)	爆音機の設置及び管理 被害防止対策の普及活動

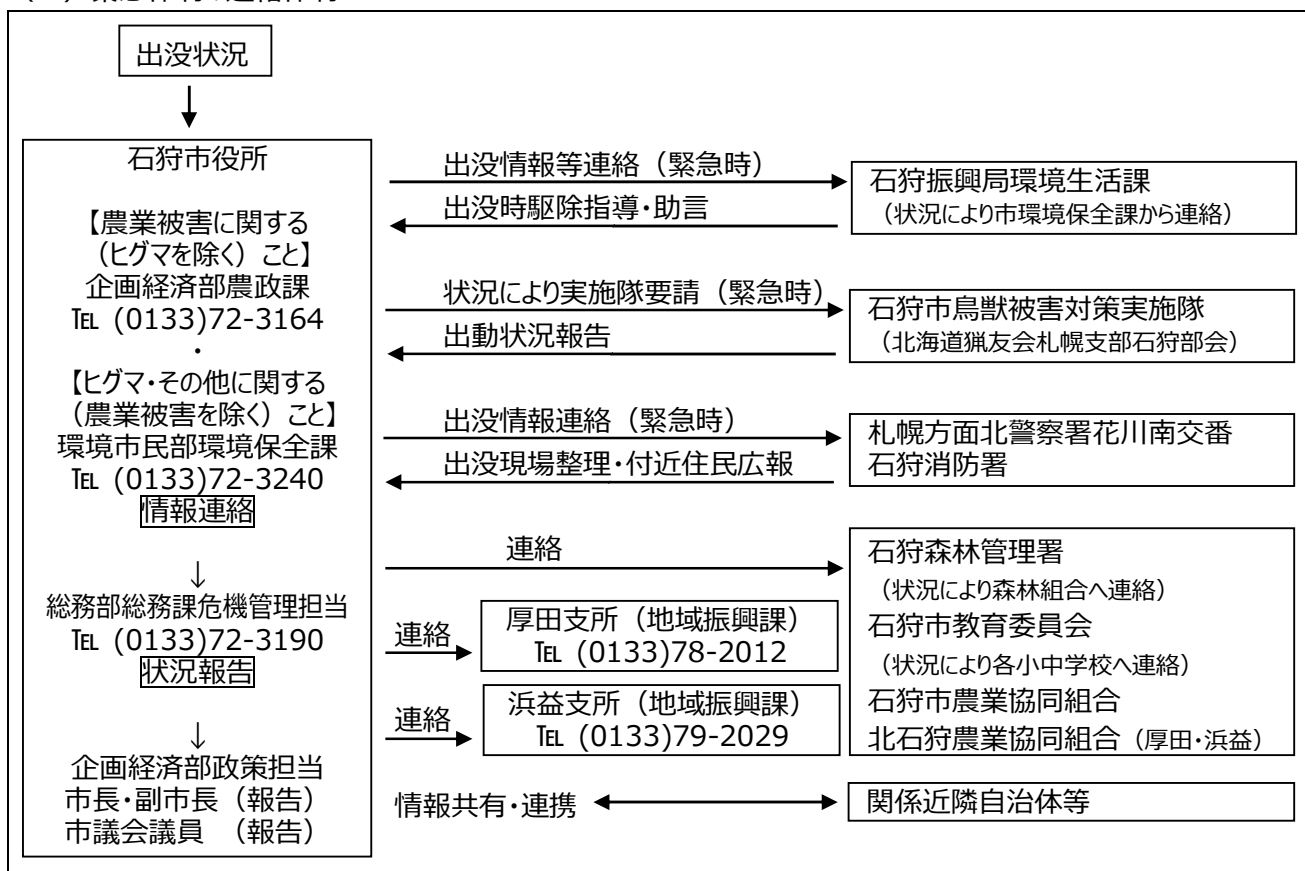
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に

関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
石狩振興局保健環境部環境生活課	出没時駆除の指導・助言
札幌方面北警察署花川南交番	出没現場整理、付近住民への広報
石狩市企画経済部農政課 石狩市環境市民部環境保全課	危険区域内の情報収集、関係機関への連絡 (農業被害に関すること。(ヒグマを除く)) 危険区域内の情報収集、関係機関への連絡 (農業被害を除く全般及びヒグマに関すること)
石狩市鳥獣被害対策協議会	危険区域内巡回、出没時駆除(鳥獣被害対策実施隊出動要請)
石狩森林管理署	国有林内作業員への連絡
北海道猟友会札幌支部石狩部会	非常時協力

(2) 緊急体制の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	石狩市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
石狩市企画経済部農政課	協議会事務局運営、補助対象事業受け入れ、駆除及び被害防止対策
石狩市企画経済部林業水産課	
石狩市環境市民部環境保全課	
石狩市厚田支所地域振興課 石狩市浜益支所地域振興課	駆除及び被害防止対策
石狩市農業協同組合 北石狩農業協同組合厚田支所 北石狩農業協同組合浜益事業所	農業被害報告、駆除以外の被害防止対策
石狩湾漁業協同組合	補助対象事業受け入れ、駆除及び被害防止対策、漁業被害報告、船舶提供、漁業者ハンター統括育成
北海道猟友会札幌支部石狩部会	鳥獣被害対策実施隊員の派遣

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石狩振興局産業振興部農務課	鳥獣被害防止計画の指導、鳥獣害防止総合対策事業の指導
石狩振興局産業振興部水産課	海獣による水産業被害報告、来遊状況取りまとめ
石狩振興局保健環境部 環境生活課	鳥獣保護管理対策に関する情報提供及び技術的助言・援助鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲許可 鳥獣による農業被害状況取りまとめ
石狩振興局産業振興部林務課	鳥獣（海獣を除く）による林業被害状況の取りまとめ
北海道連合海区漁業調整委員会	トドの採捕承認
(独) 水産総合研究センター	トドの回遊調査
石狩振興局森林室	林業者への指導助言、情報提供、森林被害の実態把握、道有林の入林許可など
石狩農業改良普及センター	農業者への指導助言、情報提供、農業被害の実態把握など
石狩地区水産技術普及指導所	漁業者への指導助言、情報提供、漁業被害の実態把握など

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

石狩市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成26年9月1日設置） 実施隊員42名（石狩市職員6名、北海道猟友会札幌支部石狩部会会員のうち29名、トド採捕従事者7名） 鳥獣被害対策実施隊は、有害鳥獣による農林水産業等にかかる被害を防止するため、情報の収集及び分析、鳥獣保護法第2条第3項に規定する捕獲などや防護柵・上陸防止柵及び爆音機の設置並びに来遊情報確認に係る指導及び助言をする。
--

(4) その他被害防止施策実施体制に関する事項

特になし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体又は残滓は、関係法令を遵守し、埋設又は焼却処分する。なお、捕獲したエゾシカを有効活用する場合は、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した処理を行い、食肉の衛生や安全性に配慮した処理を実施する。
--

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし
